

平成28年4月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年4月26日〔火曜日〕 15時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4 番	脇田 峰生
職務代理	8 番	日笠山 隆
委員	1 番	小倉 伸一
〃	2 番	橋口 好文
〃	3 番	瀬川 審夫
〃	5 番	石寺 政和
〃	6 番	岩本 延男
〃	7 番	浦口 幸夫
〃	9 番	日高 仙三
〃	10 番	中村 正幸
〃	11 番	河本アツミ
〃	12 番	南 重徳
〃	13 番	古田 洋美
〃	14 番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 あっせんについて

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

(

(

○局長

定刻前ですけれども、皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。

定例会を開催する前に 4 月の人事異動に伴う、農業委員会事務局職員の異動についてご報告いたします。

今回の人事異動により、前事務局長の鎌田さんが監査委員事務局長として異動になり、その後任として健康保険課高齢者支援室より私、日笠山がまいりました。

これまで農業委員会、農林水産課と経験はありますが、なにぶん昔のことでございまして、一から勉強をしなおす覚悟でおりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより、4 月の定例会を開会いたします。

まず、会長にあいさつをいただき、引き続き定例総会の議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。

3 月のあわただしさが過ぎまして、新年度が始まったのですけれども、始まった途端にもう月末が近づいてきたという感じです。

また、雨ばかりで、なかなか農家の皆さんの作業も進みませんけれども、ぼちぼちやつていただきたいと思います。

また 4 月に入りまして、4 月は新学期、新年度を迎えて、いろんな意味でスタートの月です。そのような中、4 月の 14 日でしたか、熊本におきまして、これまでに経験したことのない大きな地震が起きております。

被災をされた皆さんにお見舞いを申し上げるとともに、改めて自然の力の大きさを感じたところでございます。

我々農家は、常に自然と向き合って生活しているということで、本当にこれは種子島でも起こりうるであろう震災、また津波に対しても皆さん充分、警戒をしていただきたいと思います。

また、ここに事務局の局長が調べていただいた情報によりますと、今、少子高齢化社会と言われている昨今、本市の人口はついに 3 月末現在で 16,000 人を切りまして 15,782 人、高齢化率が 35.4% と高齢化率がどんどん上昇を続けております。

さらに 40 歳から 64 歳の人数が 5,337 人に対して、65 歳以上の人数は 5,594 人と高齢者の方が上回ってきているという状況です。

生産年齢と言われる年代の人口減に対しまして、高齢者が増加するという状況を踏まえ、地域社会と農業の発展を目指しながら、更なる担い手の農地集積を推進し、地域の中で農業者の声を積み上げていくことが、我々、農業委員会の責務と考えております。

また、昨年の農業委員会法の改正に伴いまして、新たな制度への円滑な移行に向けて、既にもう行われているところがありますけれども、その他の市町村と連携をして、熊毛

郡内の足並みをそろえながら、12月議会をめどに、事務手続等に遺漏のないように取り組んで参りますので、皆さんのご協力をよろしくお願ひします。

また、本会の終了後、歓送迎会を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

それではただいまより4月の定例総会を開催いたします。

始めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名議員の指名をいたします。

議事録署名委員には、9番　日高委員と、10番　中村委員を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

続きまして、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 (

○事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

資料は、1ページです。

今月は、所有権移転5件、賃借権設定が3件、合計8件の申請がありました。

1番です。榕城上之原町地区です。

台帳現況地目畠の1筆で、面積2,427平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。榕城桃園地区です。

台帳現況地目畠の1筆で、面積3,102平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

1番、2番の受人は同一で、許可後の経営面積が5,529平米となり、下限面積の50アールを超えます。

3番、榕城城・小牧野地区です。

台帳現況地目畠、田の2筆で合計面積2,566平米を売買により所有権移転するものです。 (

2ページをお開きください。

4番です。住吉里之町地区です。

台帳現況地目畠の2筆で、合計面積6,081平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

5番です。住吉里之町・深川地区です。

台帳現況地目畠の3筆で、合計面積8,369平米を賃貸借により6年間借り受けるものです。

3ページをお開きください。

6番です。古田平松地区です。

台帳現況地目畠の7筆で、合計面積13,816平米を贈与により所有権移転するものです。

7番です。国上寺之門地区です。

台帳現況地目畠の1筆で、面積2,484平米を、贈与により所有権移転するものです。

許可後の経営面積が 7,223 平米となり下限面積の 50 アールを超えます。

4 ページをお開きください。

8 番です。安城大野地区です。

台帳現況地目畠の 4 筆で、合計面積 5,777 平米を贈与により所有権移転するものです。

許可後の経営面積が 5,777 平米となり下限面積の 50 アールを超えます。

以上、本件 1 番から 8 番については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から報告をいただきました。

担当委員の報告をお願いします。

○2 番委員

はい、2 番です。

番号 1 から 3 について、譲渡人、譲受人、双方に確認した結果、間違いございませんでした。

申請地まず 1 番ですが、上之原町地区、これは所有権の移転で、既に安納いもの育苗ハウスが 1 棟建てられており、その取得した農地に安納いもを作付するということでございました。

それから番号 3 ですけど、この 2 筆のうち畠の西之表字比良野ですけど、これは現地を 24 日、確認にいきましたが、竹山だったみたいで、1 カ月ぐらい前に、ミニ Yunbo を入れて、竹の株も引き抜いたりして、一応、物がつくれるような状態になっておりましたが、譲受人は何か果物を植えると言う事でございました。

以上であります。

それから、下の字大宮田は、水田でありますが、これは、小牧野地区の認定農家の方が現在借りて、水稻を栽培しております。

以上です。説明を終わります。

○3 番委員

はい、3 番です。

番号 4 番について説明いたします。

昨日 25 日、譲受人と現地を確認いたしました。

畠は 2 枚で、ちょうど区画整理がされておりまして余り段差のない畠で、前の方が 1 枚みたいな感じで畠としておりまして、これには、これから安納いもを作付するということでございました。この方は、新規就農者の方です。まだ若い方です。

では、次に、5 番について説明いたします。

この畠は 3 枚で、これも昨日、譲受人と一緒に現地を確認いたしまして、これは 1 カ

所が里之町部落、2ヵ所が住吉の志和野地区にありますて、前の方が譲渡人の方が、ただいま病気で入院しておりますが、この方が元気なときに、さとうきびの刈り取った後を耕運機等で畠を切り出している畑が2枚ほどありますて、この3枚の畑には前の方がずっと、サトウキビを植え付けておりまして、それをそのまま引き受けた形で借り受けたということでした。

この4番、5番とも、双方、許可申請どおり間違いないということでした。

以上です。

○6番委員

6番です。

整理番号6番について説明します。

22日に譲受人とその母も3人で現地調査をしました。

譲受人は、譲渡人の孫でこの春、農大の野菜科を卒業しました。

母も現在、園芸をしておりまして、スーパー等にも野菜をいろいろ、卸しております。

機械等は当面、母の園芸仲間の機械を利用させてもらい、将来は少しずつ揃えていきたいとのことでした。

申請の農地は、7筆になっておりますけれども現状は5枚の畑になっております。

現在、農地には大根、キャベツ、ニンジンなど園芸作物が耕作されておりました。

これからは、澱粉いも、焼酎いも、バレイショ等も作付けしたいとのことでした。

申請どおり間違いはありませんでした。

以上です。

○8番委員

8番です。

番号7について説明いたします。

4月24日に、譲受人と立会いのもとで現地を調査いたしました。

譲渡人は遠方でしたので電話で確認をしました。

現地は、ちょうど、湊と中目の中間で、作人もそういう感じで、寺之門ではないんじやないかと自分も思ったんですけど、譲受人、譲渡人の父親の代に売買がなされていたのを名義を変更しないで今までいたということでした。

現地は、新きびの発芽もよく発芽しておりました。

申請どおり間違いありません。

○11番委員

11番です。

整理番号8について説明します。

22日に、譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地調査をいたしました。

譲受人と譲渡人は親子で、譲受人は新規に就農するということでした。

畑には、ロベ、桔梗蘭、レザー、グローカル等植えつけてありました。

申請どおり間違いありませんでした。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第1号について事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

議案第1号について、質疑のある方は举手でお願いします。

(異議なし) はい、異議なしの声がありました。

それでは採決いたします。

議案第1号の1番から8番について、原案どおり許可をすることに賛成の方は举手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番から8番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号 非農地証明願いについてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 非農地証明願いについてを説明いたします。

資料は、5ページです。

1番です。榕城城地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和50年以前から耕作せず、現在、宅地となっています。

交付基準2に基づいた申請です。

2番です。安納下郷地区です。

台帳地目は畑ですが、平成7年3月頃から耕作せず、現在、雑種地となっています。

交付基準2に基づいた申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これにつきましては昨日、現地調査が行われております。

ちょっと雨も降って足元の悪いなかだったかと思いますが調査委員の皆様ご苦労様でした。

それでは調査委員長の報告をお願いします。

○13番委員

13番です。

昨日、局長並びに事務局の方と小倉委員と4人で調査に回らせていただきました。

これについて説明いたします。

非農地証明の1番について報告をいたします。

申請地は、榕城小牧野地区の土地で、昭和50年以前から宅地となっていたということ

です。

申請人が小学校のころから、このスライドの写真の家が建っていたため、申請人も登記地目は当然、宅地であると思っていたようですが、遺産の整理を行ったところ登記地目は畠となっていたことが判明し今回の申請に至ったようです。

交付基準に基づき、非農地として承認してよいのではないかと調査委員、担当委員とともに意見の一一致をみたところです。

続いて、非農地証明2番について報告いたします。

申請地は安納下郷地区の土地で、平成7年3月に補助事業を活用し農地転用の申請を行っていたようですが、申請後に地目変更の登記をしておらず、現在に至っているようです。

申請人がこの土地を売却しようと手続を進めたところ、登記地目が畠となっていたことが判明し今回の申請に至ったようです。

交付基準に基づき、非農地として承認してよいのではないかと調査委員、担当委員とも意見の一一致をみたところです。

以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、担当委員の報告をお願いします。

○2番委員

はい、特別ございませんが、申請地は調査委員長は小牧野地区と申されました城地区です。

訂正しておきます。以上です。

○9番委員

はい、9番です。

2につきまして、今の調査委員長の報告どおり間違いございません。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局、調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。

これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

(異議なし) はい、無いようですので、それでは採決をいたします。

議案第2号非農地証明願いの1、2番について、非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第2号非農地証明願いの1番、2番については非農地として承認することといたします。

続きまして、議案第3号 あっせんについてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 あっせんについてを説明いたします。

資料は6ページです。

今月のあっせん申し出は「貸したい」の申し出が1件でした。

6ページ上段「貸したい」の申し出です。

場所は、下西川迎地区の畑2筆、合計面積1,417平米です。

実面積は、23アールほどです。

昨年12月ごろまで他人に耕作してもらっており、今、現在一部にさとうきびの跡が残っております。

あっせんにつきましては、5番石寺委員と、2番橋口委員にお願いいたします。

以上です。

○議長

はい、今月は「貸したい」の申し出が1件ですね、これについて何か質問のある方は、ないようですので。（はいの声あり）

○5番委員

目曜日に見に行きました、キビも3年キビということで、すごく発芽もよく、だれか借りる人はいるんじゃないかなと思ってるところですけど、本人にもこころあたりを探してくださいと一応、お願いをしておきましたので、場所的にちょっと奥に入ったところで、ま平な畑で、機械刈りにも、スムーズにいくんじゃないかなと思いますので、法人の方が借りてくれればいいんじゃないかなと思っているところです。

以上です。

○議長

はい。ありがとうございます。

○議長

はい、それでは、これを頭に置いて、あっせん委員になりました方は、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定にかかる意見の聴取についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について説明いたします。

まず始めに、利用権の設定を説明いたします。

整理番号4の4筆目について、先日取り下げの申し出がありましたので、それに伴い総括表等に変更がありました。

本日お配りしている差しかえ後の資料をご覧ください。

1の1ページです。

1段目です。

期間が平成28年5月1日から平成33年4月30日の5年間、地目畠、面積47,231平米、うち更新分0平米、利用権の設定する者8人、受けるもの6人です。

2段目です。

期間が平成28年5月1日から平成34年4月30日の6年間、地目畠、面積4,748平米、うち更新分0平米、利用権の設定する者2人、受けるもの1人です。

3段目です。

期間が平成28年5月1日から平成38年4月30日の10年間、地目畠、面積1,854平米、うち更新分0平米、利用権設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを、詳細については、1の3ページから1の20ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。

所有権移転につきましても、整理番号3について先日取り下げの申し出がありましたので、それに伴い総括表等が変更となっておりますので、本日お配りしている、差しかえ後の資料をご覧ください。

2の1ページです。

平成28年5月1日に所有権を移転するものです。

地目田、面積3,041平米、地目畠、面積28,588平米、合計面積31,629平米、所有権を移転する者6人、受ける者3人です。

内訳については、2の2ページを、詳細については、2の3ページから2の23ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

3の1ページをお開きください。

1段目です。

期間が平成28年6月1日から平成38年5月31日の10年間、地目田、面積5,970平米、地目畠、面積42,733平米、合計面積48,703平米、うち更新分0平米、利用権を設定する者7人、受けるもの1人です。

内訳については、3の2ページ、詳細については、3の3ページから3の9ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい。ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から説明がありました。

初めに、利用権の設定についてあります。

なお、これにつきましては、5番6番については13番委員が、また、11番については、私が利用権の設定を受ける者となっております。

これにつきましては、農業委員会法第24条の議事参与の制限に該当するということで、三分割をして審議をいたします。

まず始めに5番、6番、11番以外を審議しますので、順次、担当委員の報告をお願いいたします。

まず、1番、2番、3番が私の担当ですので説明をいたします。

これは3人分で、6筆になっておりました。

まず、1番の方ですけれども、譲受人の方は皆様も御存じのように大きな酪農経営をしております。

1番・2番の方は、ただいま収穫後のロータリーをしまして、牧草を薄く準備がなされておりました。

この3番につきましては、牧草をいま刈り取りをしたばかりの状態되었습니다。

譲受人は立会いまして、譲渡人の方は、ちょっともう高齢で、もう1人の3番の方は病気で足がちょっと悪いということで、電話で確認をいたしました。

譲受人、譲渡人とも申請内容と間違ひありませんでした。

以上です。

○事務局

すみません。

4番についても、法人ではありますけど13番委員が法人の構成員となっておりますので議事参与の制限に該当しますので、すみませんが後の方に回すということで申し訳ありませんがお願いします。

○議長

4番をとばします。

○5番委員

はい、5番です。

7番についてご説明いたします。

21日に借り人と現地調査を行いました。

借り人は、安納いも、豆類を中心に行なう新規就農者でございます。

今度、借りるこの畠には、見に行きましたところさとうきびを作付けしておりました。今、さとうきびは、この畠だけだということでございました。

他は、安納いもとか豆類を耕作しているようでございます。10年契約でございます。

なお、貸し人とは電話で確認をとっています。

ほか、申請どおり間違ひございませんでした。以上です。

○7 番委員

はい、7番です。

番号8について報告いたします。

現地は、浅川の圃場整備区域内の南に位置する畑であります。

以前、借りていた人が昨年の12月に返還をしたことで、自分で借り手を見つけていたらしいですけど、なかなか見つからず私の方へ相談がきました、今回の申請となりました。

借り人は、庄司浦の認定農家の方で、さとうきび、芋、じゃがいもと作付をしている方です。

また、農地中間管理事業の話もしましたが、この契約でよいとのことでした。

以上です。

○9 番委員

9番です。

整理番号9につきまして報告いたします。

4月23日に、利用権の設定を受ける者と一緒に現地を確認しました。

利用権の設定を受ける者は、安納いもを中心とした農地所有適格法人です。

利用権を設定する者が、さとうきびの生産農家でしたが、昨年、2年ぐらい前から入退院を繰り返しております病気による離農ということでございます。

中間管理機構の方での経営転換協力金の話もしましたが、実は3月の初めに、奥さんが残念ながら亡くなられまして息子さんに全部、県外の方に就職しているわけですが息子さんに、もう財産を全部譲る準備をしておりまして、どうしても10年間の貸付というのでききれないということでございましたので、利用集積を使っての申請となったところです。

現地は、さとうきびの後に安納いもを植え付ける準備をしております。

以上で報告を終わります。

○11 番委員

11番です。

10番について説明します。

22日に現地確認を行っております。

利用権の設定を受ける者はよく申請のある農地所有適格法人で、申請地はカシミア橋のちょっと手前にある東前平というところで、もう既に安納いもを植え付けてありました。

利用権を設定する方とは電話で確認をとっております。

申請どおり間違いないということでした。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについてですけど、まず1番から3番、そして7番から10番までについて審議をしたいと思います。

質疑のある方は挙手でお願いします。

○2番委員

会長。

○議長

はい。

○2番委員

整理番号9番ですけれども、他所におられる息子さんに譲渡するということですか。

○9番委員

今は、まだ、将来的に息子さんにやると言うことで、将来は帰って来ると言うことで、あとは、息子さんの考えに任せると言うことです。

○2番委員

将来的に息子さんにやると言うことですね。わかりました。

○議長

他に。

それではないようですので採決をいたします。

利用権の設定1番から3番、7番から10番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので利用権の設定、1番から3番、7番から10番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして、利用権の設定、整理番号4・5・6番について審議をいたします。

審議の間、13番委員の退席をお願いいたします。

それでは、整理番号4番、5番、6番につきまして担当委員の説明をお願いいたします。

○5番委員

番号4番、5番、6番について説明をいたします。

番号4番ですけど、これは21日貸し人、借り人、双方立ち会いのもと現地調査を行いました。

この物件は、3月の総会で、取り下げになった物件でございます。

借り人が変わりましての、新たな申請ということでございます。

借り人は、さとうきび生産の法人の方でございます。

台帳は6筆でございますが、現況は2枚です。5年契約ということです。

ほか、申請どおり間違いございません。

5番について説明いたします。

5番6番は、借り人は同一人物でございます。

これも21日に、5番・6番の借り人と現地調査を行いました。

5番の貸し人は、会社員でございまして、どちらかというと土地持ち非農家ではないかと思っております。

借り人は、さとうきびを中心に生産する認定農業者でございます。

これも、台帳は2筆でございますが、現況は1枚となっております。

6年契約でございます。

6番も5番の借り人と現地調査を行いました。

貸し人は、京都在住でございまして、5番の借り人の父の弟にあたる方でございます。

先々は、5番の貸し人が土地を贈与すると言われたそうですので、どうなるかと思っているところでございます。

6番の借り人とは、電話連絡で了解を得ております。

台帳地目は、原野でございますが現況は畑でございます。

ほか、申請どおり間違いありません。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいまの4番・5番・6番について質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(異議なし) はい、異議なしの声がありました。

それでは、採決をいたします。

利用権の設定4番・5番・6番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、利用権の設定4番・5番・6番につきましては、原案どおり承認をし意見を市長に送付いたします。

13番委員の入室をお願いします。

はい、それでは、続きまして11番ですけれども私が利用権の設定を受ける者となっておりますので、議長職務代理の日笠山委員にお願いいたしまして質疑の間、退席をいたします。

○職務代理者

それでは、会長にかわりまして、議事を進行いたします。

議案第4号 農用地利用集積の利用権の設定、整理番号11番について審議をいたします。

担当委員の報告をお願いいたします。

○12番委員

はい、12番です。

整理番号 11 について説明をいたします。

場所は横山地区です。畑かん設備の整った圃場です。

現在、そばを栽培しておりました。

4月 24 日、一昨日ですけれども、日曜日でしたが現地を確認しております。

なお、利用権設定する者、受ける者、両者には電話連絡をとって確認をしております。

申請どおり間違いありません。以上です。

○職務代理者

これについて、質疑のある方は举手をお願いいたします。

無いようですので採決をいたします。

利用権の設定 11 番について原案どおり承認する方の举手をお願いいたします。

ありがとうございます。

(全員の賛成ですので、利用権の設定 11 番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で私の役を終わります。

会長の入室を許可します。

○議長

それでは、所有権の移転 1 番から 7 番につきまして審議を行います。

整理番号 1 番から 7 番について、順次、担当委員の説明をお願いいたします。

○3 番委員

はい、1 番です。

所有権の移転について説明いたします。

(所有権を移転する者、この方は鹿児島に住んでおりまして、電話連絡で確認をとりました。

また、所有権を受ける者は、当集落の方で現地を昨日、受ける者と確認に行きましたところ、田んぼが 4 筆になっております。

この方が今度、移転を受けた田んぼを道にするというような感じで、2 年ほど前に、この方が借りて耕作していた田んぼの道が、大雨のために流されまして、それで通れなくなってしまった田んぼに行けなくなってしまった、その端っこの方を通る道にして、元の耕作していた田んぼに通るための田んぼだということで話を受けました。

それで、現地を見ましたところ、その隣には田んぼがあり耕作していたんですが、その田んぼのくりを、3 人ほど持ち主がおりまして、その隣をずっと通って、自分の田んぼの上の方にあるところまで、田んぼのくりを通っていくということで、道がないために、この田んぼを買い受けたという話を聞きました。

それで、双方とも確認したところ間違いないということでしたので、そういうふうに話を聞きました。以上です。

○7 番委員

はい、7番です。

整理番号2について報告いたします。

現地は、武部の湊川橋より北の方向へ120メートルぐらいの田んぼであります。

1反5畝ぐらいの田であります。

譲渡人と譲受人は、兄弟の間柄です。

前から、この田んぼは「売りたい」のあっせんで出ておりましたけど、なかなか水田ですので、買い手が見つからず、譲渡人がいま体調も崩しているいうこともありまして急いでおりましたんですけど、なかなか買い手がつかず、結局は兄が買うことになった次第です。

兄の譲受人は認定農家の方で、さとうきび、青果用甘藷、米を作付けしております。

問題ないものと思います。

○9番委員

はい、9番です。

4月の23、24、25日で、3番は取り下げですので4・5・6・7につきまして、報告をいたします。

所有権の移転を受ける者は、昨年の1月に個人から法人化した、安納いも、園芸、畜産を中心とする農業法人です。

全部で16筆、4・5・6・7でありますましたが、6番の1筆以外は、この法人の代表者が個人のときに利用集積で借り受けた者を相手方の要望により買い入れたということです。

まず、4につきましては12筆でしたが、これにつきましては24日に12筆ありましたので本人に場所を案内してもらいました。

牧草、安納いも等を植えつけ、また、植え付け準備中がありました。

所有権の移転をするものが中種子に住んでいるということで、これに対しては電話で確認しております、確認を取りました。

5番につきましては、所有権移転するものが認定農家でありますが、これも資金が急に必要になったということで、要望でこの法人に売却したということです。

今は移転する者が、ちょうどバレイショを収穫した後で、その後には安納いもを植え付けるということでございました。

6番につきましては、1筆、これは先月、あっせんに上がったところでございまして、どうしてもこの方も急な資金が要るということで、先月あっせんに上がったわけですが、今回、法人が一緒に買うということでございましたので、今回の申請になったところです。

これにつきましても安納いもの植え付けの準備中がありました。

7番につきましては、安納の入り口の山手のほうにある畑ですが、これも近くにこの法人の育苗ハウス等もあることから、現地は畑かん設備のところでございましたが、ちょっと荒れておりまして、そこを水が湧くということであまり条件のいい農地ではない

ということで、今この法人が木も切って手前の方には、いま安納いもを植えつけておりましたが、また奥の方もまた整備して安納いも、牧草を植え付けるということでございました。

畑かん完了畑で、面積的にちょっと金額が少ないですが、そういう理由で20万ということであったということです。

以上で報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。

これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○14番委員

14番です。

ちょっと聞いてみたいんですけど、この法人化の人の面積からすれば、これだけの面積しか持っていないわけですか。

○9番委員

実際的には昨年の1月に、ちょうど個人から法人化したものですから、個人の面積の分は、今から徐々に法人の方に賃貸でも契約をしてですね移していくという準備段階ですので、経営的には 20町歩ぐらいはあったんじゃないですかね。

今からそういう手続をしていきます。

○議長

よろしいですか。

はい、他に。

○2番委員

はい。いいですか。

1番ですけど、これは田んぼを一部道路にするということですが、その場合は、また、先で道路にすることは転用申請なりしてもらわないといかんのじゃないですか。

○事務局

今、現在はまだ、道になつてないんですかね。

今、現在道になつてないですよね。

○3番委員

(前述の説明の繰り返し発言あり)

○事務局

この利用集積計画の承認に関しては、農地として使う場合に名義変更等の許可を行うということになってきますので、所有権移転をして、しばらくの間は田んぼを作るということであれば許可とかということになるんですけども、その計画がそういう道をつくるという計画がたとえば、2年後とか3年後とか将来的なものであれば、それはまたそのときに転用等の手続きということで、今回、許可した後に2年、3年後に転用とい

うことは問題ないんですけども、田んぼも、今現在でつくらない状況であれば、そこはちょっと許可できないということになります。

○3番委員

購入したばかりで、その隣にも田んぼがありその隣の人も、一緒にくりを通つてそこを通してもらって自分の田んぼに行くようなかたちなんですが。

○議長

いいですか。

全く、違うところなんですけども、私が米の収穫を行っているところは、昔の人は道をつくると土地が減るということで、みんなで田んぼを開いてですね、そこを奥の人は、とにかく早く作って、その手前の人まだ作付しないうちに行って作って、手前の人後から作ってというふうに共同体みたいなことでやってる。現在、住吉のほうでも、一番奥の人が一番先に作って、その手前的人は後から、そういう譲り合いでやってるんですけども、そっちの方は、そうじやなくて完全にそれを道として使うわけですか。

○3番委員

本人の話としては、耕作するために土手際を通るためということで・・・

○議長

だから、上をつくった後、順次、作ってくれれば問題ない。

ただそれを今言うように、即、今年から道にとなったら、ちょっと問題があるということですのでその辺、どうしますか。皆さん。

これは、ちょっと確認をしてもらいましょうか。

今の状態であれば、転用しないとだめで、要するに道をつくるための購入ではちょっと問題があるっていうことですので、上の畑を田んぼの植え付けが済んだら、順次、上からずっと道で通ったところも耕して田んぼにするということであれば、そのまま許可ができるということですので、その辺を一回確認をしてもらって、その方が、いいですよね。

はい。これでよろしいですか。

こういう状態で皆さん、賛成の方は举手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

それでは採決をいたします。

所有権の移転1番から7番について、いま举手をいただきました。

全員の賛成ですので、1番から7番につきましては原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして、農用地利用集積計画利用権の設定、農地中間管理事業分1番から7番につきまして審議をいたします。

これは、先に説明のあったとおりですけれども、これについて質疑のある方は举手でお願いをいたします。

(なし) はい、なしということです。

採決をいたします。

利用権の設定、農地中間管理事業分 1番から 7番につきまして原案どおり承認する方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、利用権の設定、農地中間管理事業分、1番から 7番につきましては、原案どおり承認をし意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたしました。

平成28年4月26日

会長 田嶋生 

9番委員 田高仙三 

10番委員 中村正幸 

(

(